

マイナンバー制度が始まります

マイナンバーとは

マイナンバーとは、平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる12桁の番号のことです。12桁の番号は、住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられます(企業などの法人には、13桁の法人番号が付与され、登記上の所在地に通知されます)。

マイナンバーは、国や地方公共団体などの各機関で管理する個人情報、同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するために活用されます。

導入のメリット

マイナンバー制度を導入することで、次のような効果が期待されます。
● 利便性の向上 年金や福祉サービスなどの申請時に、添付書類が減り、行政手続きも簡素化。申請者の負担が軽減されます。
● 公平・公正な社会の実現 行政機関が、所得や他の行政サービスの受

給状況を把握しやすくなり、不正申請や不正受給の防止に役立てることができます。

● 行政の効率化 情報の照合や入力などの時間を軽減。例えば、被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が可能になります。

マイナンバーの通知

マイナンバーは、住民登録をしている住所宛てに、10月から簡易書留で通知されます。通知の受け取りには、サインが必要です。また、郵便局に転送手続きをしても、通知は転送されませんので、市役所市民課で、住所の変更手続きを行うようお願いいたします。

通知には、基本的な情報が記載された「通知カード」と公的な本人確認書類として使用できる「個人番号カード」の交付申請書、返信用封筒が同封されています(5ページ図1参照)。「個人番号カード」は、申請書に必要な事項を記入し、顔写真を添付して返

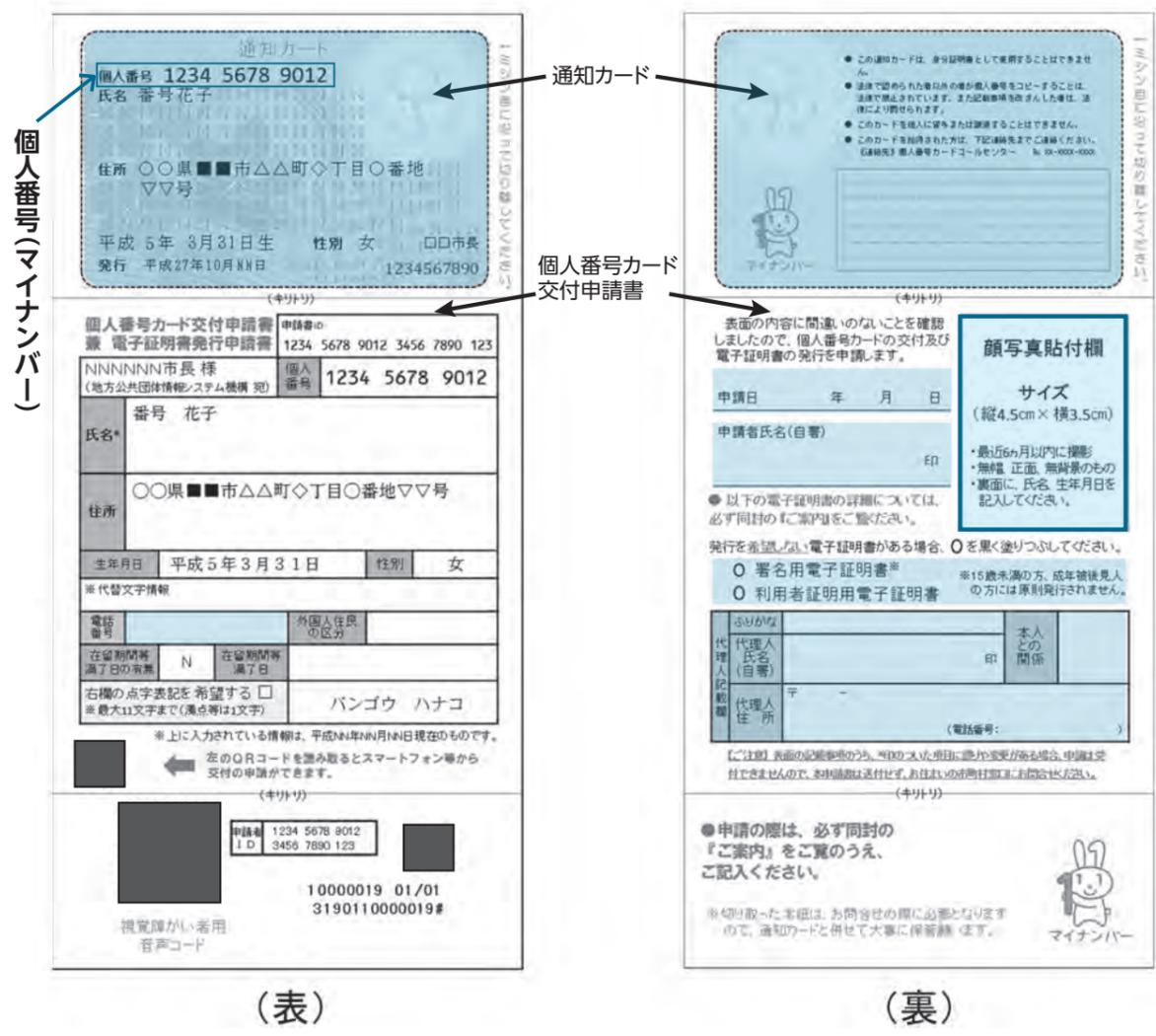
信用封筒で送付するか、スマートフォンなどを利用して、オンラインで交付申請をしてください。「個人番号カード」は、28年1月以降に、市が指定する窓口で受け取ることができ(下の申請・交付スケジュールを参照)。

こんな場面で必要に

28年1月から、社会保障、税、災害対策の手続きで、マイナンバーの記載が必要となります。税の手続きでは、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合もあります。

事業主は、従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続きをすることになりますので、事前の準備を忘れずに行ってください。マイナンバーは、一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われる恐れがある場合を除いて、番号は一生変更されません。大切に管理してください。

図1 マイナンバーが記載された「通知カード」と「個人番号カード」の交付申請書 ※図はイメージです。実際の通知とは、内容が一部変更となる場合があります。



(表)

(裏)

やむを得ない理由で住所地以外に住んでいる人は 居所情報の登録申請が必要です

マイナンバーを通知するため、次に該当する人は、居所情報の登録申請が必要となります。

- 東日本大震災の被災者で、住所地以外の居所に避難している人
 - DV(ドメスティックバイオレンス)やストーカー行為、児童虐待などの被害者で、住所地以外の居所に移動している人
 - 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所している人
- 該当する人は、**9月25日(金)まで**に、住民票のある住所地の市区町村の「通知カード」担当課に、次の全ての書類を持参または郵送してください(郵送の場合、本人確認書類はコピーを添付)。

- 必要な書類**
- ① 通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書
 - ② 居所を証明する書類(賃貸契約書、権利書、入院・入所を証明する書類、本人名義の公共料金の領収書など)
 - ③ 本人確認書類(運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カード、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など)
- ※代理人が申請することも可能です。代理人が申請する場合、上記の必要書類に加えて、代理権を証明する書類(委任状など)と代理人の本人確認書類が必要となります。

マイナンバー制度に関する問い合わせ

■ マイナンバーコールセンター【全国共通ナビダイヤル(有料)】

☎0570-20-0178

● 受付時間 午前9時半から午後5時半まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

■ 市への問い合わせ先

▶ 「通知カード」と「個人番号カード」について

市民課戸籍住民係
☎74-2111(内線1062、1064)

▶ マイナンバー制度全般について
市長公室情報統計係
☎74-2427(直通)

● 受付時間 平日の午前8時半から午後5時15分まで

申請・交付スケジュール

平成27年10月	平成27年10月~12月	平成28年1月~
マイナンバーの付番	マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送	各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市役所窓口に来庁してもらい本人確認の上、交付
	◇氏名、住所などは印刷済。写真添付、署名または捺印し、返信するだけで申請完了	◇交付手数料は無料 ◇企業では、交付申請書を取りまとめる方式など、多様な交付方法を用意

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が交付され、10月からマイナンバーが通知されます。今月号は、マイナンバー制度について紹介します。